

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を、次のとおり公表する。

平成30年2月6日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	斉	藤	栄	治

1 監査のテーマ

随意契約による業務委託について

2 監査の対象

一般会計及び特別会計において、平成28年度に執行された随意契約による1件50万円を超える業務委託（工事及び営繕関係の委託を除く）に関する事務

ただし、長期継続契約、単価契約及び公の施設の指定管理に関する協定を除く。

3 監査の期間

平成29年6月から平成30年1月まで

4 監査の方法

監査の対象となる随意契約による業務委託について、調査票による照会、関係書類等の調査及び関係職員からの聞き取り等により実施した。

5 監査の結果

別冊報告書のとおり

平成 2 9 年 度

行 政 監 査 報 告 書

「随意契約による業務委託について」

山 形 市 監 査 委 員

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した結果は、次のとおりである。

平成30年2月5日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	斎	藤	武	弘
同	齊	藤	栄	治

目 次

第1	行政監査について	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	2
4	監査の期間	2
5	監査の実施方法	2
6	監査の着眼点	2
	監査対象とした56業務	3
第3	予備調査の結果	5
1	随意契約の根拠（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号～第9号の規定の適用条項）	5
2	業者選定課（契約課と各所管課の別）	6
3	見積業者選定数	6
4	見積業者選定数が1者（1者随意契約）の場合の理由	7
5	設計金額の積算根拠	7
6	契約金額の同異（平成27年度との比較）	8
7	契約相手方の同異（平成27年度との比較）	8
8	当該業務委託の開始年度	9
9	平成29年度における当該業務委託の実施の有無	9
第4	監査の結果	10
1	随意契約の理由は、その妥当性を判断できる理由となっているか。（着眼点1）	10
(1)	随意契約の適用条項を誤っているもの	10
(2)	1者随意契約とした理由が明確でないもの	10
(3)	業務実施伺に随意契約の理由が記載されていないもの	11
2	契約に係る事務手続は、適正に行われているか。（着眼点2）	13
(1)	契約事務手続に誤りがあるもの	13
ア	予定価格調書に予定価格の記載がないもの	13
イ	単年度契約と長期継続契約の事務手続を混同しているもの	13

ウ	見積業者選定調書が封入・封印されていないもの	1 3
エ	翌年度の契約締結伺の決裁を当年度内に得ているもの	1 4
オ	契約締結伺に委託料を概算払により支払う場合の理由の記載がないもの	1 4
カ	契約保証金免除の適用条項を誤っているもの	1 5
キ	概算払した委託料の額の確定通知に返納期限を記載していないもの	1 5
(2)	契約事務手続の順序が違っているもの	1 6
ア	業務実施伺の起案・決裁より、業者選定依頼伺や契約締結伺の決裁が早いもの	1 6
イ	業務実施伺の決裁より、予定価格調書の決裁と契約課への業者選定依頼が早いもの	1 6
(3)	契約事務手続において見直し・検討をすべきもの	1 7
ア	設計金額の積算根拠の内容が明確でないもの	1 7
イ	見積書に見積金額の積算根拠や内容を記載した内訳書が添付されていないもの	1 7
ウ	委託業務の場所が隣接し、業務内容が共通しているもの	1 8
(4)	契約事務手続を適正に行う必要があるもの	1 8
ア	発注の見通し、契約締結前情報及び契約締結後情報についての公表がされていないもの	1 8
イ	業務実施伺の添付文書に別件の業務委託の関係書類が添付されているもの	1 9
ウ	契約事務手続において支出科目が混在しているもの	1 9
(5)	財務会計の手引の改訂内容が起案に反映されていないもの	2 0
ア	契約締結伺に予算措置が記載されていないもの	2 0
イ	必要な関連文書が登録されていないもの	2 1
(6)	内部事務処理システムにおける事務処理が適切でないもの	2 2
ア	完結処理がされていないもの	2 2
3	業務完了の確認は適切に行われているか。また、その後の事務事業の執行に反映されているか。(着眼点3)	2 3
(1)	業務完了通知書の提出にあたり、業務内容の履行確認ができるものが明確でないもの	2 3
(2)	報告書に前年度の写真を使用しているもの	2 3
第5	監査の意見	2 4

第1 行政監査について

行政監査は、特定の事務事業について、その能率性、効率性及び合理性（地方自治法第2条第14項及び第15項）並びに適法性（地方自治法施行令第140条の6）に主眼を置き、公正で効率的な行政運営を確保するために実施するものである。

本市では毎年度1テーマを選定し、定例監査とは別に、独立した形で実施している。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

随意契約による業務委託について

2 監査の目的

地方公共団体の契約方法については、地方自治法の規定により一般競争入札が原則とされており、指名競争入札や随意契約等については、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限って行うことができるとされている。

随意契約は、契約の目的や内容に照らし、信用、技術や実績等のある相手方を選定できるため、競争入札より契約事務に係る負担を軽減でき、事務の簡素化を図ることができる。その反面、選定が一部や特定の相手方に偏り、公正性の確保がなされなくなり、ひいては不利な価格で契約を締結するおそれを有している。

本市においては、平成22年度に「業務委託について」をテーマとして行政監査を実施し、契約事務を行うにあたって、随意契約の理由を明確にすることなどの指摘等を行ったところである。その後、平成27年度から内部事務処理システムが導入され、起案など文書事務や決裁処理が電子化されたことで、現在は事務処理環境が大きく変化した状況にある。

このようなことから、今回の行政監査では、随意契約により実施した業務委託に着目して現状を把握し、改善すべき点がないかどうかの検証を行い、今後の適正な契約事務の執行に資することを目的とする。

3 監査の対象

一般会計及び特別会計において、平成28年度に執行された随意契約による1件50万円を超える業務委託（工事及び営繕関係の委託を除く）に関する事務

ただし、長期継続契約、単価契約及び公の施設の指定管理に関する協定を除く。

4 監査の期間

平成29年6月から平成30年1月まで

5 監査の実施方法

監査の対象となる随意契約による業務委託を調査・把握するため、予備調査として、上下水道部及び市立病院済生館を除く課等に対して調査票による照会をした結果、277の業務について回答があった。全回答件数の2割を目処として、随意契約の根拠、業者選定、設計金額、契約金額や契約相手方といった契約に係る事項を考慮し、本年度定例監査の対象となっている課等で実施するものを中心に56業務を抽出し、関係書類等を調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 随意契約の理由は、その妥当性を判断できる理由となっているか。
- (2) 契約に係る事務手続は、適正に行われているか。
- (3) 業務完了の確認は適切に行われているか。また、その後の事務事業の執行に反映されているか。

監査対象とした５６業務

No.	業務委託名	所管課等名
1	法律相談業務委託	総務課
2	山形市滝山コミュニティセンター運営業務委託	広報課
3	山形市大郷コミュニティセンター運営業務委託	
4	市政テレビ広報番組制作及び放送業務委託（やまがた City 情報）	
5	市政テレビ広報番組の制作及び放送業務委託（やまがたタウン情報）	
6	姉妹都市締結 25 周年記念式典等におけるアトラクション企画運営等業務委託	国際交流センター
7	防災ラジオ調製及び保守業務委託	防災対策課
8	山形市庁舎東側樹木等電飾イルミネーション設置及び撤去業務委託	管財課
9	税制改正に伴う法人市民税システム等改修業務委託	市民税課
10	税制改正に伴う市民税賦課システム等改修業務委託	
11	平成 30 基準年度固定資産評価（土地）の評価替に係る標準宅地の不動産鑑定評価業務委託	資産税課
12	ユネスコ創造都市ネットワーク事業推進に係る業務委託	文化振興課
13	山形市男女共同参画センター相談業務委託	男女共同参画センター
14	山形市自治体情報セキュリティ強化対策に伴う庁内ネットワーク設定変更業務委託	情報企画課
15	山形市内部事務処理システム構築運用業務委託	
16	情報セキュリティ対策システム導入構築業務委託	
17	個人番号制度情報連携対応に伴うシステム切替等業務委託	
18	第二期新情報システム構築運用業務委託	
19	国保事業費納付金等算定標準システム対応山形市国民健康保険システム改修業務委託	
20	山形市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業支援等業務委託	
21	山形市斎場火葬炉設備保守点検業務委託	健康課
22	平成 28 年度一般環境ダイオキシン類調査業務委託	環境課
23	山形市上野最終処分場電気計装設備点検業務委託	ごみ減量推進課
24	個人番号制度導入に伴う生活保護システム改修業務委託	生活福祉課
25	地域福祉相談支援体制構築モデル事業業務委託	
26	生活困窮者自立相談支援業務委託	
27	被保護者就労準備支援業務委託	
28	包括的支援事業業務委託（第七、金井地区）	
29	第 2 層生活支援コーディネーター業務委託	長寿支援課
30	認知症初期集中支援業務委託（山形市南部）	

No.	業務委託名	所管課等名
3 1	山形市相談支援事業業務委託	障がい福祉課
3 2	山形市地域活動支援センター運営事業業務委託（基礎的事業及び機能強化事業を実施する事業所）	
3 3	べにっこひろば駐車場交通誘導・整理業務委託	こども保育課
3 4	平成28年度山形市放課後児童健全育成事業業務委託（東こどもクラブ2）	こども福祉課
3 5	平成28年度山形市放課後児童健全育成事業業務委託（第3金井保育クラブ A組）	
3 6	平成28年度山形市放課後児童健全育成事業業務委託（第3金井保育クラブ B組）	
3 7	平成28年度山形市放課後児童健全育成事業業務委託（東こどもクラブ3）	
3 8	山形市求人情報サイト保守・運用補助業務委託	雇用創出課
3 9	山形応援団組織化事業業務委託	
4 0	山形市ふるさと納税推進事業業務委託	山形ブランド推進課
4 1	観光ガイド企画編集及び配布業務委託	観光物産課
4 2	蔵王温泉スキー場・安比高原スキー場統一ブランド化による東北スノーブランド確立業務委託	
4 3	農作物有害鳥獣追い払いパトロール業務委託	農政課
4 4	農業用水路清掃等業務委託	農村整備課
4 5	馬見ヶ崎河川公園夜間巡視等業務委託	公園緑地課
4 6	霞城公園東大手門櫓案内監視等業務委託	
4 7	山形駅周辺公共施設管理業務委託	
4 8	山形駅東口広場清掃業務委託	道路維持課
4 9	山形駅東口広場人工地盤清掃業務委託	
5 0	市道除雪情報等連絡業務委託	
5 1	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	
5 2	消防救急デジタル無線設備運用管理支援業務委託	消防本部通信指令課
5 3	省エネ法に係る支援業務委託	教育委員会管理課
5 4	山形市立第一小学校屋内水泳プール可動床保守点検業務委託	
5 5	山形市成人の祝賀式会場設営撤去及び清掃等業務委託	社会教育青少年課
5 6	山形市学校給食センター整備運営事業モニタリング支援業務委託	学校給食センター

第3 予備調査の結果

上下水道部及び市立病院済生館を除く課等に対して調査票による照会をした結果、回答のあった277件について、調査項目ごとに集計すると、次のとおりである。

なお、表及び文中の割合は、小数点第2位を四捨五入し、同第1位までを記載している。

表中の割合の合計については、一致しない場合がある。

1 随意契約の根拠（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号～第9号の規定の適用条項）

回答項目		件数	割合
第2号	性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	266	96.0%
第3号	障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約、シルバー人材センター・母子福祉団体等から役務の提供を受ける契約を市規則で定める手続により行うとき	6	2.2%
第4号	総務省令の規定により市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約を市規則で定める手続により行うとき	0	0.0%
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき	0	0.0%
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき	1	0.4%
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	0	0.0%
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	4	1.4%
第9号	落札者が契約を締結しないとき	0	0.0%
合計		277	100.0%

適用条項別にみると、第2号を適用しているものが266件（96.0%）で、ほとんどを占めていた。

なお、第1号は、いわゆる少額随意契約に該当するものである。本市の場合は、契約規則第3条第1項に規定する、予定価格が50万円を超えない業務委託であり、今回の監査の対象外としている。

2 業者選定課（契約課と各所管課の別）

回答項目	件数	割合	摘要
契約課	132	47.7%	
所管課	145	52.3%	
合計	277	100.0%	

業者選定について、契約課、所管課のどちらで行っているかをみると、所管課で業者選定を行ったものが145件（52.3%）と過半数を超えている。所管課で業者選定をすることができるのは、「業務内容が特殊なため各課で業者選定を行った方が合理的なもの」に該当する場合である。

3 見積業者選定数

回答項目	件数	割合	摘要
1者	261	94.2%	
1者(プロポーザル方式)	7	2.5%	
2者	5	1.8%	
3者以上	4	1.4%	
合計	277	100.0%	

見積業者の選定数別にみると、1者が268件（96.8%）で、ほとんどを占めている。このうち、1者(プロポーザル方式)は7件（2.5%）で、近年増えてきている。

1者（プロポーザル方式）は、複数の業者に企画提案を募り、審査会を設けて提案内容を審査し、その内容が最も優れた者を契約の相手方として選定し、随意契約により行う方式のことで、公募型と指名型がある。これら7件はすべて公募型によるものであった。

4 見積業者選定数が1者（1者随意契約）の場合の理由

回答項目	件数	割合	摘要
導入設置等業者	112	21.2%	
過去の実績	74	14.0%	
業務に精通	138	26.1%	
専門性又は技術力	174	33.0%	
緊急性	3	0.6%	
その他	27	5.1%	著作権が帰属するものや第3号随意契約など業者が特定されるもの、入札に付すも辞退又は不落につき第8号随意契約としたもの等
合計※	528	100.0%	

※ 合計件数が他の項目の合計件数 277 と一致しないのは、該当する理由を複数回答したものがあるため

見積業者が1者である場合（261件）に、1者見積りとした理由別にみると、専門性又は技術力が174件（33.0%）で最も多く、次いで業務に精通の138件（26.1%）、導入設置等業者の112件（21.2%）、過去の実績の74件（14.0%）の順であった。

5 設計金額の積算根拠

回答項目	件数	割合	摘要
単価表・積算基準	89	32.1%	
見積り（複数業者）	8	2.9%	
見積り（1者）	91	32.9%	
過去の実績	27	9.7%	
その他	62	22.4%	業者からの見積りと単価表・積算基準など複数の積算根拠を用いているもの等
合計	277	100.0%	

設計金額の積算根拠別にみると、見積り（1者）が91件（32.9%）で最も多く、次いで単価表・積算基準の89件（32.1%）、その他の62件（22.4%）の順であった。

6 契約金額の同異（平成27年度との比較）

回答項目	件数	割合	摘要
同一金額	71	25.6%	
異なる金額	135	48.7%	
新規業務※	71	25.6%	
合計	277	100.0%	

※ 新規業務は、平成28年度から業務委託を開始したもの（平成28年度のみ実施したものを含む）及び平成28年度以前に債務負担行為を設定したもの

契約金額について、前年度である平成27年度と比較してみると、異なる金額が135件（48.7%）で最も多く、同一金額及び新規業務がともに71件（25.6%）であった。

7 契約相手方の同異（平成27年度との比較）

回答項目	件数	割合	摘要
同一相手方	202	72.9%	
異なる相手方	4	1.4%	
新規業務※	71	25.6%	
合計	277	100.0%	

※ 新規業務は、平成28年度から業務委託を開始したもの（平成28年度のみ実施したものを含む）及び平成28年度以前に債務負担行為を設定したもの

契約相手方について、前年度である平成27年度と比較してみると、同一相手方が202件（72.9%）で、4分の3近くを占めていた。新規業務が71件（25.6%）で、異なる相手方が4件（1.4%）のみであった。

このうち、同一相手方の202件について、項目3の見積業者選定数の回答をみると、見積業者選定数が1者（1者随意契約）のものは195件（同一相手方202件の96.5%）であった。

8 当該業務委託の開始年度

回答項目	件数	割合	摘要
平成24年度以前	170	61.4%	
平成25年度～平成27年度	39	14.1%	
平成28年度※	68	24.5%	
合計	277	100.0%	

※ 平成28年度の件数は68件となっており、契約金額の同異（項目6）及び契約相手方の同異（項目7）における新規業務の件数71件と一致していない。これは、平成28年度以前に債務負担行為を設定したために、平成27年度から実施しているものが3件あるためである。

業務委託の開始年度別にみると、平成24年度以前のものが170件（61.4%）と6割を超え、平成28年度の68件（24.5%）、平成25年度から平成27年度の39件（14.1%）を上回っていた。

9 平成29年度における当該業務委託の実施の有無

回答項目	件数	割合	摘要
実施している	201	72.6%	
実施予定※	24	8.7%	
実施しない	52	18.8%	
合計	277	100.0%	

※ 実施予定は、予算計上しているが、予備調査の時点で未執行のもの

平成29年度も業務委託を実施しているかどうかをみると、実施しているが201件（72.6%）で、7割を超えていた。

第4 監査の結果

抽出した56業務について、着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

1 随意契約の理由は、その妥当性を判断できる理由となっているか。(着眼点1)

(1) 随意契約の適用条項を誤っているもの

No.	業務委託名	所管部課等名
3 2	地域活動支援センター運営事業業務委託（基礎的事業及び機能強化事業を実施する事業所）	福祉推進部障がい福祉課

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用し随意契約としているが、同第3号を適用できるかは、「地域活動支援センター」から「役務の提供を受ける場合」にあたるか否かの判断による。

当該契約の場合は、地域活動支援センターの運営事業自体を委託するものであるため、本市が役務の提供を受ける場合にはあたらないと考えられることから、適用条項の見直しをされたい。

(2) 1者随意契約とした理由が明確でないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
4 4	農業用水路清掃等業務委託	農林部農村整備課
4 7	山形駅周辺公共施設管理業務委託	まちづくり推進部道路維持課
4 8	山形駅東口広場清掃業務委託	まちづくり推進部道路維持課
4 9	山形駅東口広場人工地盤清掃業務委託	まちづくり推進部道路維持課

No.4 4 農業用水路清掃等業務委託については、専門性や業務に精通していることを理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用したうえで、1者随意契約をしているが、業務の内容からみると、当該業務の特性を熟知している事業者はほかにいないとまでは言い切れないものと判断される。

No.4 7 山形駅周辺公共施設管理業務委託、No.4 8 山形駅東口広場清掃業務委託及びNo.4 9 山形駅東口広場人工地盤清掃業務委託については、いずれも周辺施設との連携・調整を含めて対応が可能な唯一の業者である旨を理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用したうえで、同一の相手方と1者随意契約をしているが、業

務の内容を確認すると、主たる業務である清掃業務の多くを再委託している。これは契約内容の特殊性により契約相手方が特定されるとして同第2号を適用し1者随意契約とした理由と整合性が取れていない。

特定の1者と随意契約をした業務について再委託を承諾する場合は、随意契約によることとした理由と不整合とならないか留意されたい。

これら4件の業務については、1者随意契約とした理由を明確にするか、または複数の者から見積書を徴することができないか検討されたい。

(3) 業務実施伺に随意契約の理由が記載されていないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
20	国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業支援等業務委託	市民生活部国民健康保険課
51	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	消防本部警防課
52	消防救急デジタル無線設備運用管理支援業務委託	消防本部通信指令課

No.20 国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業支援等業務委託については、業務実施伺に、契約の方法として、随意契約の根拠法令、適用条項とその理由が記載されていなかった。

No.52 消防救急デジタル無線設備運用管理支援業務委託については、業務実施伺に、委託の目的、内容、期間、契約の方法、予算措置の記載がなく、契約の方法として、随意契約の根拠法令、適用条項とその理由が記載されていなかった。

これら2件の業務については、契約課に業者選定を依頼しており、業務実施伺の添付文書の業者選定依頼及び随意契約理由書に随意契約の理由が記載されているが、財務会計の手引に記載された「起案に記載する主な事項」のとおり、業務実施伺に契約の方法、随意契約の理由等を記載されたい。

No.51 消防署西崎出張所免震装置保守点検業務については、業務実施伺に、随意契約とする適用条項を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によると記載しているが、随意契約の理由は記載されていなかった。当該業務は、財務会計の手引に記載された「業務内容が特殊なため各課で業者選定を行った方が合理的なもの」として所管課で業者選定を行っており、契約課に業者選定を依頼していないため、随意契約の理由がどこにも記載されていない。

随意契約の理由の記載がないと、随意契約とする客観的な妥当性を判断することができないため、業務実施何に随意契約の理由を明記されたい。

なお、No.5 1 消防署西崎出張所免震装置保守点検業務については、予備調査の回答の中に含まれており、書類監査の過程で支出負担行為の支出科目は委託料でなく役務費であることが分かったものである。仕様書などで業務の内容を確認すると、定期点検だけでなく保守管理を目的としているため、委託料として支出すべきものと考えられることから、当該業務についても除外せず監査の対象とした。

2 契約に係る事務手続は、適正に行われているか。(着眼点2)

(1) 契約事務手続に誤りがあるもの

ア 予定価格調書に予定価格の記載がないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
5 1	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	消防本部警防課

予定価格調書に決裁者の押印はあったが、予定価格が記載されていなかった。

起案者と決裁者の双方において、遺漏のないよう十分留意して事務にあたられたい。

イ 単年度契約と長期継続契約の事務手続を混同しているもの

No.	業務委託名	所管部課等名
5 1	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	消防本部警防課
5 2	消防救急デジタル無線設備運用管理支援業務委託	消防本部通信指令課

いずれも単年度契約であるが、予定価格調書の様式については、長期継続契約の場合の様式を使用しており、記載する必要のない最高年額を記載していた。

また、No.5 2 消防救急デジタル無線設備運用管理支援業務委託の予定価格については、年度途中からの契約であるため、業務開始時から年度末までの所要額を予定価格として記載すべきところ、長期継続契約の事務手続に当てはめ、月額で設定していた。

これら2件の業務については、財務会計の手引及び山形市長期継続契約事務取扱要領等を確認のうえ、混同することのないよう事務手続を行われたい。

ウ 見積業者選定調書が封入・封印されていないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
1 7	個人番号制度情報連携対応に伴うシステム切替等業務委託	企画調整部情報企画課

見積業者選定調書が封入・封印されていなかった。財務会計の手引には、決裁区分（業者選定の決定者）が課長の場合は、業者選定調書の封入・封印を省略することができると記載されているが、この場合は部長以上であったため、その省略はできない。

財務会計の手引に記載のとおり、事務手続を行われたい。

エ 翌年度の契約締結伺の決裁を当年度内に得ているもの

No.	業務委託名	所管部課等名
52	消防救急デジタル無線設備運用管理支援業務委託	消防本部通信指令課

平成29年度の契約締結伺について、平成28年度末（平成29年3月31日）に起案し、同日に決裁を受け、所属年度は平成28年度となっていた。ただし、契約締結日は平成29年4月1日であった。

契約締結伺の起案及び決裁の行為は予算執行上の行為である支出負担行為（契約）の一連の手続きであり、予算の執行は、会計年度独立の原則により、年度開始前に行うことができないとされている。

また、平成15年3月20日付け総務部総務課長通知「契約事務に関する留意事項について」において、年度当初（4月1日）から効力を生じる契約（随意）については、文書の所属年度は新年度とすること、契約締結伺は起案日を4月1日とすること、また、4月1日が休日であっても、契約締結伺の起案日・契約締結日等は4月1日付けで処理することとされ、その旨が財務会計の手引にも記載されている。

契約締結伺の起案は翌年度4月1日とし、当年度内に起案し決裁を得ることのないよう注意されたい。

オ 契約締結伺に委託料を概算払により支払う場合の理由の記載がないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
29	第2層生活支援コーディネーター業務委託	福祉推進部長寿支援課

委託料を概算払により支払う場合は、契約締結伺にその理由を記載する必要があるが、記載されていなかった。

財務会計の手引に記載のとおり、事務手続を行われたい。

カ 契約保証金免除の適用条項を誤っているもの

No.	業務委託名	所管部課等名
6	姉妹都市締結25周年記念式典等におけるアトラクション企画運営等業務委託	総務部国際交流センター
11	平成30基準年度固定資産評価（土地）の評価替に係る標準宅地の不動産鑑定業務委託	財政部資産税課
27	被保護者就労準備支援業務委託	福祉推進部生活福祉課

いずれも契約保証金を免除する場合の契約規則の適用条項を誤り、契約締結伺と契約書に誤った適用条項が記載されていた。

契約規則の適用条項を適切に判断し、誤ることのないよう取り扱われたい。

なお、第7号の規定を適用するときは、契約締結伺にその理由をあわせて記載する必要があるので、留意されたい。

キ 概算払した委託料の額の確定通知に返納期限を記載していないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
44	農業用水路清掃等業務委託	農林部農村整備課

概算払した委託料の額の確定通知において、精算返納が必要な場合、返納期限についても記載のうえ通知する必要があるが、記載されていなかった。なお、あわせて送付した返納通知書（納付書）には、納期限（返納期限）を記載している。

財務会計の手引に記載のとおり、事務手続を行われたい。

(2) 契約事務手続の順序が違っているもの

ア 業務実施伺の起案・決裁より、業者選定依頼伺や契約締結伺の決裁が早いもの

No.	業務委託名	所管部課等名
25	地域福祉相談支援体制構築モデル事業業務委託	福祉推進部生活福祉課

契約事務手続において、業務実施伺の起案より先に、業者選定依頼伺の決裁を得ている。また、業務実施伺の決裁を得るより先に、見積り合わせ通知伺と契約締結伺の決裁を得ており、事務手続の順序どおりになっていない。

財務会計の手引に記載のとおり、事務手続を行われない。

イ 業務実施伺の決裁より、予定価格調書の決裁と契約課への業者選定依頼が早いもの

No.	業務委託名	所管部課等名
4	市政テレビ広報番組制作及び放送業務委託（やまがた City 情報）	総務部広報課

業務実施伺の決裁より、予定価格調書の決裁と契約課への業者選定の依頼が早かった。

業務実施伺について決裁権者から内部事務処理システムでの決裁を得るとき、同時に紙文書による予定価格調書についても決裁を得る取扱いをしているが、電子決裁による業務実施伺の決裁が翌日になり、予定価格調書の決裁を先に得てしまったことで、決裁日の相違が生じたものである。

また、契約課への業者選定依頼は、業務実施伺の中であわせて伺われており、この決裁を得る前に契約課に選定依頼していたものである。

財務会計の手引に記載された契約事務手続と内部事務処理システムの事務処理の流れを理解したうえで、事務手続を進められたい。

(3) 契約事務手続において見直し・検討をすべきもの

ア 設計金額の積算根拠の内容が明確でないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
1	法律相談業務委託	総務部総務課

予定価格を設定するにあたって作成する設計書（設計金額）の積算根拠について、10年以上前に廃止された基準に示された額を積算の基礎として、事業者規模を加味し算出しているが、事業者規模の内容が不明であった。

設計金額が客観的にみて妥当であるか、改めて検討されたい。

イ 見積書に見積金額の積算根拠や内容を記載した内訳書が添付されていないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
1 2	ユネスコ創造都市ネットワーク事業推進に係る業務委託	企画調整部文化振興課
5 1	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	消防本部警防課

見積書に内訳書として添付されているものが、No.1 2ユネスコ創造都市ネットワーク事業推進に係る業務委託については見積金額一式（総額）のみ記載されたもの、No.5 1消防署西崎出張所免震装置保守点検業務については委託業務内容の項目を列記しただけのものであり、いずれも見積金額の積算根拠や内容を記載した内訳書が添付されていなかった。

平成22年度に実施した行政監査「業務委託について」では、総額を記載した見積書のみを徴し、内訳書が添付されていないものが複数見受けられた。今回の監査では、内訳書の添付については改善されているが、見積金額の積算根拠や内容を記載した内訳書となっていないものがあつた。見積書に記載した金額をもって、その業務の履行が可能かどうか十分審査する必要があるため、財務会計の手引では、見積書に内訳書を添付することとしている。見積金額の積算根拠や内容を確認されたい。

ウ 委託業務の場所が隣接し、業務内容が共通しているもの

No.	業務委託名	所管部課等名
47	山形駅周辺公共施設管理業務委託	まちづくり推進部道路維持課
48	山形駅東口広場清掃業務委託	まちづくり推進部道路維持課
49	山形駅東口広場人工地盤清掃業務委託	まちづくり推進部道路維持課

これら3件の業務については、個別に契約しているが、それぞれ仕様書等の内容をみると、委託業務の場所が隣接しており、共通する業務も多かった。また、これらは同一の相手方と契約している。

より効率的な業務の実施や契約事務の負担軽減等を図るため、一括した契約ができないか検討されたい。

(4) 契約事務手続を適正に行う必要があるもの

ア 発注の見通し、契約締結前情報及び契約締結後情報についての公表がされていないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
46	霞城公園東大手門櫓案内監視等業務委託	まちづくり推進部公園緑地課

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により契約規則第3条第2項で定める、あらかじめの発注の見通し、契約締結前情報及び契約締結後情報に係る公表について、市ホームページへの掲載はされているが、課等のカウンター（窓口）での閲覧はされていなかった。

財務会計の手引に記載される事務手続の内容を確認のうえ、契約規則の規定に則り、遺漏のないよう事務手続を行われたい。

なお、地域活動支援センター運営事業業務委託（基礎的事業及び機能強化事業を実施する事業所）についても、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用し随意契約としているため、同様に公表する必要があるが、公表していなかった。ただし、10ページで述べたように、同第3号の適用による随意契約にはあたらないと考えられることから、同第3号の適用としない場合は、公表する必要はないものと判断される。

イ 業務実施伺の添付文書に別件の業務委託の関係書類が添付されているもの

No.	業務委託名	所管部課等名
33	べにっこひろば駐車場交通誘導・整理業務委託	子育て推進部こども保育課

業務実施伺の添付文書（内部事務処理システムの電子データ）に、当該業務の関係書類のほか、別件の業務の関係書類が添付されたまま起案し、決裁されていた。

契約関係書類については十分に確認のうえ、起案されたい。また、あわせて決裁者においても、決裁を行う際は留意されたい。

ウ 契約事務手続において支出科目が混在しているもの

No.	業務委託名	所管部課等名
51	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	消防本部警防課

支出負担行為を確認すると、予算の支出科目は委託料でなく役務費（手数料）であった。また、業務実施伺に記載された予算措置の支出科目には、委託料（設備保守点検等委託料）の款項目節細節の区分（13-64）を記載しているが、カッコ書きで細節の名称を（手数料）と記載しており、委託料と役務費が混在し、整合性がとれていない。

12ページで述べたように、当該業務については、予備調査の回答の中に含まれており、書類監査の過程で支出負担行為の支出科目は委託料でなく役務費であることが分かったものである。仕様書などで業務の内容を確認すると、定期点検だけでなく保守管理を目的としているため、委託料として支出すべきものと考えられることから、当該業務についても除外せず監査の対象とした。

業務を的確に把握するとともに、委託料なのか役務費なのか改めて支出科目を整理し、適正な契約事務と予算の執行にあたられたい。

(5) 財務会計の手引の改訂内容が起案に反映されていないもの

ア 契約締結時に予算措置が記載されていないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
1	法律相談業務委託	総務部総務課
4	市政テレビ広報番組制作及び放送業務委託（やまがたCity 情報）	総務部広報課
5	市政テレビ広報番組制作及び放送業務委託（やまがたタウン情報）	総務部広報課
4 7	山形駅周辺公共施設管理業務委託	まちづくり推進部道路維持課
4 8	山形駅東口広場清掃業務委託	まちづくり推進部道路維持課
4 9	山形駅東口広場人工地盤清掃業務委託	まちづくり推進部道路維持課
5 0	市道除雪情報等連絡業務委託	まちづくり推進部道路維持課
5 1	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	消防本部警防課
5 2	消防救急デジタル無線設備運用管理支援業務委託	消防本部通信指令課
5 3	省エネ法に係る支援業務委託	教育委員会管理課
5 4	第一小学校屋内水泳プール可動床保守点検業務委託	教育委員会管理課
5 6	学校給食センター整備運営事業モニタリング支援業務委託	教育委員会学校給食センター

いずれも契約締結時に予算措置（支出科目、予算額）が記載されていなかった。これは、内部事務処理システムの導入に伴い、会計課における支払審査事務の関係上、記載が必要となったもので、財務会計の手引が平成28年4月1日付けで改訂（平成28年3月23日付け通知）されたものである。

平成29年3月30日付け会計課長通知「財務伝票起票等の留意点について」において、平成28年度の契約締結時に記載漏れが多数あり、平成29年度の伺起案にあたって漏れなく記載されるよう依頼があったが、これら12件の業務については、平成29年度の契約締結時にも記載されていない状況である。

財務会計の手引の改訂通知には注意を払い、事務処理にあたられたい。

イ 必要な関連文書が登録されていないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
8	市庁舎東側樹木等電飾イルミネーション設置及び撤去業務委託	財政部管財課
20	国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業支援等業務委託	市民生活部国民健康保険課
23	上野最終処分場電気計装設備点検業務委託	環境部ごみ減量推進課

No.8 市庁舎東側樹木等電飾イルミネーション設置及び撤去業務委託については、見積り合わせ執行伺に関連文書として登録すべき業務実施伺がなく、また、契約締結伺に関連文書として登録すべき業務実施伺及び見積り合わせ執行伺がなかった。

No.20 国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業支援等業務委託については、契約締結伺に関連文書として登録すべき業務実施伺がなかった。

No.23 上野最終処分場電気計装設備点検業務委託については、契約締結伺に関連文書として登録すべき業務実施伺及び見積り合わせ執行伺がなかった。

内部事務処理システムでの起案・決裁においては、すでにシステムに登録されている文書同士を相互に関連付けるために、関連文書の登録を行う必要があり、財務会計の手引が平成28年4月1日付け及び平成28年10月1日付けで改訂されたものである。

財務会計の手引の改訂通知には注意を払い、事務処理にあたられたい。

(6) 内部事務処理システムにおける事務処理が適切でないもの

ア 完結処理がされていないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
4	市政テレビ広報番組制作及び放送業務委託（やまがたCity 情報）	総務部広報課
23	上野最終処分場電気計装設備点検業務委託	環境部ごみ減量推進課
25	地域福祉相談支援体制構築モデル事業業務委託	福祉推進部生活福祉課
26	生活困窮者自立支援業務委託	福祉推進部生活福祉課
27	被保護者就労準備支援業務委託	福祉推進部生活福祉課
28	包括的支援事業業務委託（第七、金井地区）	福祉推進部長寿支援課
29	第2層生活支援コーディネーター業務委託	福祉推進部長寿支援課
38	求人情報サイト保守・運用業務委託	商工観光部雇用創出課
41	観光ガイド企画編集及び配布業務委託	商工観光部観光物産課
43	農作物有害鳥獣追払いパトロール業務委託	農林部農政課
45	馬見ヶ崎河川公園夜間巡視等業務委託	まちづくり推進部公園緑地課
46	霞城公園東大手門櫓案内監視等業務委託	まちづくり推進部公園緑地課
51	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	消防本部警防課
53	省エネ法に係る支援業務委託	教育委員会管理課

いずれも内部事務処理システムの事務処理において、業務実施伺や契約締結伺といった起案文書等の決裁や施行処理後の完結処理がされておらず、決裁済や施行済の処理状態のままであった。

これら内部事務処理システムで一連の処理を終えた文書については、内部事務処理システム利用の手引き（文書管理編）や操作手引書に、完結処理が必要である旨記載されている。

また、平成28年3月16日付け及び平成29年3月16日付け総務部総務課長通知「年度末における文書の整理について」においても、事務処理が完了した文書は、全て完結処理をされたい旨が記載され、周知が図られている。遺漏なく処理を行われたい。

3 業務完了の確認は適切に行われているか。また、その後の事務事業の執行に反映されているか。(着眼点3)

(1) 業務完了通知書の提出にあたり、業務内容の履行確認ができるものが明確でないもの

No.	業務委託名	所管部課等名
6	姉妹都市締結25周年記念式典等におけるアトラクション企画運営等業務委託	総務部国際交流センター
12	ユネスコ創造都市ネットワーク事業推進に係る業務委託	企画調整部文化振興課
41	観光ガイド企画編集及び配布業務委託	商工観光部観光物産課

いずれも委託業務完了通知書の提出を受けた際に、仕様書に定める業務内容のとおり履行されたか確認できるものが添付されておらず、何をもって履行確認したか明確でなかった。

特に、今後の事業展開につながるものについては、成果の把握が不可欠であるため、委託業務の契約にあたっては、仕様書等において、委託業務完了通知書の提出にあわせて、業務が適切に履行されたか確認できるような資料等の提出を求め、適切に検査・検収が行われるよう取扱われたい。

また、No.41観光ガイド企画編集及び配布業務委託については、業務の実施時期を早めることにより、成果を翌年度の関連事業に速やかに反映できたものと思料されるため、実施時期についても留意されたい。

(2) 報告書に前年度の写真を使用しているもの

No.	業務委託名	所管部課等名
51	消防署西崎出張所免震装置保守点検業務	消防本部警防課

定期点検が積雪期の1月に実施されており、定期点検報告書の状況写真に、一部、積雪のため撮影ができなかったとして、前年度に点検した時の写真を使用しているものがあつた。

この業務については、積雪期より前に実施することが可能であり、点検時期の前倒しを含めて検討され、より適切な履行と検査・検収が行われるよう改善を図られたい。

第5 監査の意見

今回の行政監査は、随意契約により実施した業務委託に着目して現状を把握し、改善すべき点がないかどうかの検証を行い、今後の適正な契約事務の執行に資することを目的として実施したところである。

監査対象として抽出した56件について、着眼点ごとに監査の結果を述べたが、以下の点については特に留意されたい。

着眼点1「随意契約の理由は、その妥当性を判断できる理由となっているか。」について、1者随意契約とした理由が明確でないもの、業務実施伺に随意契約の理由が記載されていないものが見受けられた。

1者随意契約とした理由が明確でないものについては、理由を明確にするか、または複数の者から見積書を徴することができないか検討されたい。また、特定の1者と随意契約をした業務について再委託を承諾する場合は、随意契約によることとした理由と整合性が取れているか、留意されたい。

業務実施伺に随意契約の理由が記載されていないものについては、随意契約とする客観的な妥当性を判断することができないため、明記されたい。

着眼点2「契約に係る事務手続は、適正に行われているか。」については、契約事務手続に誤りがあるものや見直し・検討をすべきもの、また、内部事務処理システムにおける事務処理が適切でないものなどが見受けられた。

契約事務手続に誤りがあるものとして、翌年度の契約締結伺の決裁を当年度内に得ているものがあつたので、当年度内に起案し決裁を得ることのないよう注意されたい。

契約事務手続において見直し・検討をすべきものとして、見積書に見積金額の積算根拠や内容を記載した内訳書が添付されていないものがあつたので、見積金額の積算根拠や内容を確認されたい。また、委託業務の場所が隣接し、業務内容が共通しているものがあつたので、より効率的な業務の実施や契約事務の負担軽減等を図るため、一括した契約ができないか検討されたい。

これら事務手続に誤りや見直し等をすべきものの中に、平成27年度から導入された内部事務処理システムに関連するものが散見された。同システムの導入により、従前の紙文書による事務処理から大きく変わる事となった。業務実施伺の起案や決裁の一連の事務をすべて同システムで行ったのは、平成28年度が初年度といえる状況であり、対応に苦慮した面があることは否めない。とはいえ、同システムにおける事務処理について、決め

られているルールが守られていない点や注意が不足している点がみられたので、十分留意され、事務にあたられたい。

着眼点3「業務完了の確認は適切に行われているか。また、その後の事務事業の執行に反映されているか。」については、委託業務完了通知書の提出にあたり、業務内容の履行確認ができるものが明確でないものが見受けられた。特に、今後の事業展開につながるものについては、成果の把握が不可欠であるため、委託業務完了通知書の提出にあわせて、業務が適切に履行されたか確認できるような資料等の提出を求め、適切な履行と検査・検収が行われるよう取扱われたい。

監査の結果を総括すると、契約方法は一般競争入札が原則であり、随意契約は地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限って認められる、補完的な方法の一つであることを改めて認識したうえで契約事務にあたられ、随意契約による場合は、その具体的な理由を明確に記載し、透明性を高めるとともに、1者しか履行できない業務であるのか改めて検証し、競争性を確保されることを要望する。

また、随意契約においては、公募型プロポーザル方式を採用して契約を締結する事例が増えてきている。これは、複数の業者に企画提案を募り、審査会を設けて提案内容を審査し、その内容が最も優れた者を契約の相手方として選定するものだが、より公正な評価をするためには、企画提案書等の提出期間や審査員の選定など全庁的なルールを定める必要があると考える。プロポーザル方式について、契約事務手続の標準例等の作成を検討されたい。